北武蔵地区観光連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、北武蔵地区観光連絡会(以下「連絡会」という)と称する。

(日的)

第2条 連絡会は、埼玉県北部地区及び秩父地区、その周辺地域における観光振興と 地域観光連携を推進することを目的とする。

(事業)

- 第3条 連絡会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 1、観光客の誘客促進
 - 2、観光地の紹介宣伝及び観光振興
 - 3、観光に関する情報収集及び提供
 - 4、地域内の情報共有
 - 5、その他連絡会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 連絡会は、第2条の目的に賛同する会員(個人、団体又は法人)をもって組織する。 (会員の種類)

- 第5条 この連絡会に次の会員を置く。
 - 1、特別会員 この連絡会の目的に賛同して入会した地域内の観光を掌握する各 市町村の担当部局およびそれに準じる部局
 - 2、正会員 この連絡会の目的に賛同して入会した地域内の観光協会及びそれ に準じる団体及び法人
 - 3、賛助会員 この連絡会の目的に賛同して入会した個人・法人・団体

(入会)

- 第6条 この連絡会に特別会員、正会員又は賛助会員として入会をしようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - 2 団体及び法人の会員においては、代表者としてこの会への権利を行使する者 (1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければなら ない。
- 3 指定代表者を変更したときは、速やかに変更届を会長に提出しなければならない。 (会員名簿)
- 第7条 この連絡会は、各会員の名称(氏名)及び住所・連絡先を記載した会員名簿を作成し、庶務の事務所に備えおくものとする。

(退会)

第8条 会員は退会をしようとするときは、その旨を文章で会長に提出し、任意に退会する ことができる。 (構成)

- 第9条 総会は特別会員・正会員、及び賛助会員の中で役員になっている者をもって 構成をする。
 - 2 上記の総会に出席する会員のことを、総会出席会員(以下「総会員」という)と称す。

(権限)

第10条 総会は規約で定めるもののほか、本連絡会の運営に関する重要な事項を決議 する。

(開催)

- 第11条 総会は、定時総会として毎年1回開催し、次の事項を決議する。
 - 1) 事業計画に関すること。
 - 2) 予算及び決算に関すること。
 - 3) 規約の改廃に関すること。
 - 4) その他会長が必要と認めた事項に関すること。
 - 2 必要がある場合に臨時総会を開催する。臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認めたとき。
 - 2)総会員の議決権の3分の1以上を有する会員から、会長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

- 第12条 総会は理事会の決議に基づいて会長が招集する。
 - 2 会長は前条第2項第2号に掲げる場合には、同号の請求があった日から30日 以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面を、総会の日の2週間前までに総会員に通知をしなければならない。

(議決権)

第13条 総会において各会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれにあたる

(決議)

- 第15条 総会の決議は、総会に出席した総会員及び委任状にて他の総会員を代理人として決議権の行使を委任することができる。
 - 2 総会は総会員の半数以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、議事は、出席 者の過半数をもって決する。
 - 3 可否同数の場合は、議長が決するものとする。

(書面による決議権の行使及び他の総会員への委任)

- 第16条 やむを得ない理由により、総会に出席できない総会員は、他の総会員を代理人と して決議権の行使を委任することができる。
 - 2 前項の場合における前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第17条 総会の議事については、議事録を作成する。
 - 2 議事録には、議長及び出席した総会員の中から、当該総会において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

役員及び理事会

(役員)

- 第18条 連絡会は下記のとおり役員を置く。
 - 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 1名以上2名以内
 - 3) 理事 2名以上5名以内
 - 4) 監事 1名以上2名以内

(役員の選任及び任期等)

- 第19条 会長は、総会の決議によって正会員(団体、法人にあっては指定代表者)の中から選任する。
 - 2 副会長、理事は、特別会員及び正会員の中から会長が指名し、総会において承認 を得る。
 - 3 監事は、会長が会員の中から指名し、総会において承認を得る。なお、理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 4 役員の任期は、2年とする。再任は妨げない。ただし、補欠により就任した役員は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

- 第20条 会長は連絡会を代表し、会務を統括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故若しくは支障のある時は、会長があらかじめ定めた順位に従いその職務を代行する。
 - 3 理事は理事会を構成する。
 - 4 監事は、次にあげる職務を行う。
 - 1)財産及び会計を監査すること。
 - 2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - 3) 必要あるときは、理事会の招集を請求し、若しくは理事会を招集すること。

(理事会)

- 第21条 会長は連絡会の円滑な運営を図るために、必要を認めるときは理事会を招集することができる。
 - 2 理事会は、会長・副会長・理事・監事をもって構成をする。

会員資格の喪失及び除名

(除名)

第22条 会員が次の各号の一つにお該当する場合には、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の半数以上の議決に基づき、除名することができる。

この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、総会において、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1、この連絡会の会則又は総会の議決に違反したとき。
- 2、この連絡会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3、その他除名に正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

- 第23条 会員は次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。
 - 1、死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体・法人が解散等したとき。
 - 2、正当な理由なく、2年以上の会費を滞納したとき。
 - 3、除名されたとき。

(会費の不返還)

第24条 帰納の会費及びその他拠出金等は、会員の資格を喪失しても返還は行わない。

その他

(庶務)

第25条 連絡会の庶務は、一般社団法人長瀞町観光協会にて行う。

(経費)

第26条 連絡会の経費は、会費、補助金、寄付金並びにその他の収入をもって充てる。 (会費)

第27条 正会員および賛助会員は別記に定める会費を納入しなければならない。 (会計年度)

第28条 連絡会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもって終了をする。 (雑則)

第29条 この規約に定めるほか、連絡会に必要な事項は理事会にて別に定める。

付則

(施行期日)

この会則は、令和2年4月1日をもって施行する。

別記

「会費について」

特別会員 任意(その地域に正会員がいない場合は、1万円以上/年)

正会員 10 3万円/年

賛助会員 1万円以上/年

※10月以降の入会に関しては半期分(半額)とする。(2021,12,20追記)